

都市の生物多様性指標（素案）

平成25年5月

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

目 次

1. 背景	1
2. 目的	1
3. 都市の生物多様性指標（素案）の構成	2
4. 都市の生物多様性指標（素案）	3
I. 都市のプロフィール	3
II. 指標項目	4
5. 算定結果の評価及び活用	15

1. 背景

生物多様性は、人類の存続の基盤であるとともに、地域における固有の財産として地域独自の文化を支えるなど、様々な恩恵をもたらすものである。しかし、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。そのため、近年、生物多様性の確保のための取組が国際的にも国内においても必要とされている。

国際的には、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、平成 23 年（2011 年）以降の生物多様性の確保に関する「新戦略計画・愛知目標」が採択されたほか、決議 X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」も採択され、行動の例として、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことや、都市の生物多様性に関する指標等のツールを用いて地方における生物多様性の状態及びその管理の状態を把握することの奨励等が決定された。また、生物多様性条約第 11 回締約国会議（COP11）において、決議 XI/8「ステークホルダ、主要団体及び地方自治体の関与」が採択され、例えば都市の生物多様性指標に基づき、愛知目標の達成に向けた都市の合意形成の進展を把握する指標開発のための生物多様性指標パートナーシップを奨励すること等が決定された。

国内では、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）の施行により、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定、地域における多様な主体の連携による生物多様性確保の活動が進んでいる。さらに、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月閣議決定）には、具体的施策の一つに、都市の生物多様性指標等を活用した、地方公共団体における都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況等の把握等を通じた都市の生物多様性の確保の取組の促進が掲げられている。

このように、今後、都市の生物多様性の確保に向けた取組みを進めていくためには、その状況及びその確保に向けた施策の進捗状況等を客観的に把握し、示すための指標が必要である。

2. 目的

これらを踏まえ、地方公共団体の都市の生物多様性の確保に向けた取組を一層支援することを目的に、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるよう、国内の都市において活用が可能な指標として、「都市の生物多様性指標（素案）」を策定した。

この指標は都市における生物多様性の状況やその確保の取組を分かりやすく表現し、都市における生物多様性に係る行政計画の目標設定や施策の進捗管理ツールとして活用が可能なものである。

なお、「都市の生物多様性指標（素案）」は、地方公共団体の活用を通じて、内容の検証、改善を図ることを前提に公表するものであり、活用状況等を踏まえ一層の充実を図る予定である。

3. 都市の生物多様性指標（素案）の構成

都市の生物多様性指標（素案）は、都市の規模や人口等を示す都市のプロフィールと、都市の生物多様性とその確保に向けた取組の状況を表す指標により構成される。

なお、指標項目のうち、指標1、2、6、7（灰色の網掛け部分）は、既存の全国調査データや地方公共団体が他の目的で定期的実施する調査結果を活用して算定することが可能な指標であり比較的簡便性の高い指標であることから、都市の生物多様性指標の算定に当たっては、これらの指標を優先して算定することが望ましい。

表1 都市の生物多様性指標（素案）の構成

I. 都市の プロフィール	規模（行政区域面積、都市計画区域・市街化区域面積） 人口（総人口・都市計画区域人口、人口密度） 地勢（年間平均気温、年間降水量、標高）	
II. 指標項目	生態系・ ハビタットの 多様性	指標1 緑地等の現況 （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合）
		指標2 法令等に基づき確保されている緑地等の状況 （都市における生物多様性 確保のポテンシャルを有する法令等による継続性のある緑地等の割合）
		指標3 都市におけるエコロジカルネットワークの状況
		指標4 動植物種の状況 （都市に生息・生育する動植物種数の状況）
	生態系 サービス	指標5 生態系サービスの状況
	都市の取組	指標6 行政の生物多様性取組状況 （都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況）
		指標7 行政計画への住民等の参加状況 （生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民・企業等の参加の状況）

4. 都市の生物多様性指標（素案）

I. 都市のプロフィール

各指標の算定に用いることができる都市の規模、人口に関する基礎情報、都市の自然的条件・立地を簡易に表す情報について、下表により整理する。また、地方公共団体の特性に応じて、そのほか各地方公共団体が必要とする事項を適宜追加することが望ましい。

表2 都市のプロフィール

項目		単位
規模	行政区域面積	km ²
	都市計画区域面積	km ²
	市街化区域面積	km ²
人口	総人口	人
	都市計画区域内人口	人
	人口密度（行政区域）	人/km ²
	人口密度（都市計画区域）	人/km ²
地勢	年間平均気温	℃
	年間降水量	mm
	標高	m ~ m
そのほか各地方公共団体が必要とする事項		

Ⅱ. 指標項目

表 1 に示した指標 1～指標 7 の算定を行う。

本項では、以下の項目に沿って、各指標の定義、算定方法等を説明する。

なお、算定に際しては、継続的な把握のため、使用したデータの出典、根拠を示すことが必要である。

- (1) 目的・・・・・・・・都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を把握するために、当該指標を用いる意義、目的を示す。
- (2) 定義・・・・・・・・当該指標の定義を示す。
- (3) 算定方法・・・・当該指標の算定における計算式又は点検項目を示す。
算定方法は、地方公共団体による活用を促進するため、通常の方法と、簡便な方法である暫定的方法を示す。
なお、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組については、可能な限り精確に把握していくことが望ましいが、データの不足等により通常の方法の適用が難しい場合は、暫定的方法を適用し、都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況の把握に着手することが重要である。
- (4) 評価基準・・・・・・・・都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況の評価の基準を示す。

指標 1 緑地等の現況

(都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合)

(1) 目的

都市において、動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等の量的な状況を示す。

(2) 定義

動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等の都市に占める割合

※「動植物の生息地又は生育地としてのポテンシャルを有する緑地等」とは、都市緑地法における緑地の定義「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」をはじめ、生物多様性国家戦略において動植物の生息地又は生育地として位置づけられている緑地等を示すものとする。

(3) 算定方法

都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。

【計算式】

$I_1 = (\text{都市計画区域内における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$

【留意事項】

・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

・地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査 等

(4) 評価基準

A 50%以上

B 35%以上50%未満

C 20%以上35%未満

D 10%以上20%未満

E 10%未満

暫定的方法

土地利用の現況に基づき、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積が都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。

【計算式】

$I_1 = (\text{都市計画区域内における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$

【留意事項】

・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。
・算定に際しては、緑地等のうち人工的な被覆がなされた広場や運動場等、動植物の生息地又は生育地としてのポテンシャルが低いと考えられる部分を除くことが望ましい。

【使用するデータ】

・都市計画基礎調査(都市計画法第6条)における土地利用現況調査 等

A (該当なし)

B 50%以上

C 35%以上50%未満

D 20%以上35%未満

E 20%未満

指標 2 法令等に基づき確保されている緑地等の状況

(都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する法令等に基づく継続性のある緑地等の割合)

(1) 目的

都市において、動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する継続性のある緑地等の量的な状況を示す。

(2) 定義

動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地のうち、法令等に基づき確保されているものの面積の都市に占める割合

※「法令等に基づき確保されている緑地等」とは、以下を指すものとする。

- ・法令等に基づき緑地が保全されている区域
- ・法令等に基づき緑化を促進する区域
- ・都市公園等の施設緑地

(3) 算定方法

法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。

【計算式】

$$I_2 = (\text{都市計画区域内において法令等に基づき確保されている、生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等内の緑被地・水面等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$$

【留意事項】

- ・法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の区域に重複がある場合は、重複を除いて算定を行う。
- ・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査
- ・都市計画基礎調査における法適用現況調査、地方公共団体等が独自に行う法令等の施行状況等に関する調査（地域制緑地、都市公園等の面積）等

(4) 評価基準

今後、地方公共団体における試算結果をもとに設定

※暫定措置として、算定を行った場合をBとする

暫定的方法

法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積が、都市計画区域面積に占める割合を以下の計算式により算定する。

【計算式】

$$I_2' = (\text{都市計画区域内において法令等に基づき確保されている、生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総面積}) \div \text{都市計画区域面積} \times 100$$

【留意事項】

- ・法令等に基づき確保されている、都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の区域に重複がある場合は、重複を除いて算定を行う。
- ・都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。
- ・算定に際しては、緑地等のうち人工的な被覆がなされた広場や運動場等、動植物の生息地又は生育地としてのポテンシャルが低いと考えられる部分を除くことが望ましい。

【使用するデータ】

- ・都市計画基礎調査における法適用現況調査、地方公共団体等が独自に行う法令等の施行状況等に関する調査(地域制緑地、都市公園等の面積) 等

- A (該当なし)
- B 35%以上
- C 20%以上
35%未満
- D 10%以上
20%未満
- E 10%未満

指標 3 都市におけるエコロジカルネットワークの状況

(1) 目的

都市におけるエコロジカルネットワーク形成の状況を示す。

(2) 定義

都市における動植物の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する緑地等によるエコロジカルネットワークの形成の状況

(3) 算定方法

都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等により構成されるエコロジカルネットワークの形成の状況を以下の計算式により算定する。

$$\text{【計算式】 } I_3 = \frac{1}{A_{\text{total}}} (A_1^2 + A_2^2 + A_3^2 + \dots + A_n^2)$$

n：都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の総数

A_{total}：上記緑地等の総面積

A₁～A_n：上記緑地等のそれぞれの面積

2以上の緑地等間の距離が100m未満の場合は、連続性のある緑地とみなし、1の緑地として考える。

ただし、以下の地理的障害がある場合を除く。

- ・道路（幅員15m以上又は5,000台/日の交通量がある道路）
- ・強度に改変された河川、大部分がコンクリート化された運河や市街化が進んだ地域等その他の人工的な障害
- ・そのほか地理的障害とみなされる人工的な構造物

【留意事項】

- ・河川の連続性についても、下記の手法等を参考に把握することが望ましい。
 - ・アユ等の遡上可能性距離の比率（「全国エコロジカル・ネットワーク構想（案）」平成21年 全国エコロジカル・ネットワーク構想検討委員会）等
- ・都市計画区域をを対象として算定する。なお、都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査、又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査等

(4) 評価基準

今後、地方公共団体における試算結果をもとに設定

※暫定措置として、算定を行った場合をBとする

暫定的方法

エコロジカルネットワークの形成の状況の評価指標となる動植物種を設定し、当該種の生息地又は生育地となるポテンシャルを有する連続性のある緑地等から構成されるエコロジカルネットワークの形成の状況を以下の計算式により算定する。

$$\text{【計算式】 } I_3' = \frac{1}{A_{\text{total}}} (A_1^2 + A_2^2 + A_3^2 + \dots + A_n^2)$$

今後、地方公共団体における試算結果をもとに設定

※暫定措置として、算定を行った場合をCとする

【留意事項】

- ・評価指標となる動植物種は、樹林地、草地等の陸域を主な生息・生育環境とする種、水辺を主な生息・生育環境とする種をそれぞれ設定することが望ましい。
- ・評価指標の設定に当たっては、有識者の助言を踏まえるものとする。
- ・連続性のある緑地等とみなす緑地等間の距離、地理的障害の条件は、評価指標となる動植物種に合わせて定義することが望ましい。
- ・都市計画区域を対象として算定する。なお、都市計画区域を設定していない場合は、行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査、又は都市計画基礎調査における土地利用現況調査
等

指標 4 動植物種の状況（都市に生息・生育する動植物種数の状況）

（１）目的

都市における種の多様性の状況を示す。

（２）定義

都市に生息・生育する動植物種数の経年変化

（３）算定方法

当該都市における主な生態系に着目して調査地点（モニタリングサイト）及び当該調査地点におけるリファレンス種を設定し、その種数の任意の時点間における増減を算定する。

【留意事項】

- ・リファレンス種は、基準となる過去のある時点に生息又は生育していたと考えられる種等とする。
- ・リファレンス種の設定に当たっては、有識者の助言を踏まえるものとする。
- ・種数から特定外来生物及び要注外来生物を除いて算定を行う。
- ・内訳として、絶滅危惧種の種数と増減を、国レベル、都道府県又は市町村レベルでそれぞれ把握することが望ましい。
- ・行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・地方公共団体等が独自に行う生物調査
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づき選定された特定外来生物等一覧
- ・要注外来生物リスト（平成 17 年 8 月 環境省） 等

（４）評価基準

算定方法	指標 1 の評価結果		
	DE	BC	A
暫定的方法	E	CD	B
	(20 % 未満)	(20 % 以上~50% 未満)	(50 % 以上)
5 地点以上で種数が増加	B	A	A
3~4 地点で種数が増加	C	B	A
1~2 地点で種数が増加	D	C	B
全地点で種数が現状維持	E	D	C
種数が減少している地点が存在	E	E	E

暫定的方法

地方公共団体の行政区域内又は当該都市の生物多様性を確保する上で重要な生態系、動植物の生息地又は生育地において、生息又は生育が確認された絶滅危惧種数の任意の時点間における増減を算定する。

【留意事項】

- ・都道府県又は市町村のレッドリストに基づく絶滅危惧種の種数が把握可能な場合は、あわせて把握することが望ましい。
- ・基準とする時点の設定に当たっては、有識者の助言を踏まえるものとする。
- ・行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・環境省版レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）
- ・地方公共団体等が独自に行う生物調査 等

算定方法	指標 1 の評価結果		
	DE	BC	A
暫定的方法	E	CD	B
	(20 % 未満)	(20 % 以上~50% 未満)	(50 % 以上)
種数が 2 種以上増加	C	B	B
種数が 1 種増加	D	C	B
種数が現状維持	E	D	C
種数が減少	E	E	E

指標 5 生態系サービスの状況

(1) 目的

都市の生物多様性が都市住民にもたらす生態系サービスの状況を示す。

(2) 定義

都市の生物多様性の確保や、動植物の生息地又は生育地の保全・再生・創出によってもたらされる生態系サービスの状況

(3) 算定方法

下記の生態系サービスの全ての項目及び地域の特色を生かして地方公共団体が設定した独自の項目の数値を算定した上で、各項目毎の任意の時点間における増減を算定する。

- ①地球温暖化への対応（都市緑化等による温室効果ガス吸収量）
- ②緑地の冷涼化効果（緑地等による樹冠被覆面積）
- ③水量の調節（緑地等による透水効果）
- ④水の浄化と生態系への負荷（河川等の水質）
- ⑤文化的サービスの提供（指標2に基づく「継続性のある都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等」の1人当たり面積）
- ⑥緑地の利用（緑地等（*）への年間訪問動向）
 - * 生物多様性に関する教育、普及啓発の場となる公園、緑地、動植物園 等
- ⑦緑地の教育利用（学校主催の16歳未満の子どもの緑地等への年間訪問回数）

【留意事項】

- ・ 行政区域を対象として算定する。
- ・ 各項目における算定値と基準となる値との比較にあたっては、直近の算定値を用いる。

(4) 評価基準

- A** 6項目以上が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- B** 4～5項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- C** 2～3項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- D** 1項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- E** 全ての項目が基準となる値以上でなく、かつ向上した項目がない

※基準となる値とは、一定水準以上の生態系サービスの供給量をいうものであり、今後、地方公共団体における試算をもとに設定する。

暫定的方法

上記の生態系サービスについて2項目以上を算定した上で、各項目毎の任意の時点間における増減を算定する。

【留意事項】

- ・ 行政区域を対象として算定する。
- ・ 各項目における算定値と基準となる値との比較にあたっては、直近の算定値を用いる。

- A** (該当なし)
- B** 6項目以上が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- C** 4～5項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- D** 2～3項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上
- E** 0～1項目が基準となる値以上若しくは現状維持又は向上

指標6 行政の生物多様性取組状況

(都市の行政計画(※)における生物多様性の確保への配慮の状況)

※緑の基本計画、生物多様性地域戦略、環境基本計画等の地方公共団体が策定する計画

(1) 目的

都市の生物多様性の確保に向けた取組を推進するための計画の策定及び実施の状況等を示す。

(2) 定義

地方公共団体が策定する緑地保全、緑化推進、生物多様性の確保、自然環境保全等に関する計画における、都市の生物多様性の確保への配慮の状況、その確保施策の実施状況及び点検・評価の状況

(3) 算定方法

下記の取組の実施数を算定する。

<現況調査及び分析・評価>

- ① 緑被地、動植物の分布状況や生息・生育状況等に関する地方公共団体独自の調査を実施している
- ② 生態系の保全や動植物種等の保護のための法令の規制等の状況やエコロジカルネットワークの形成を図っていく上で関連する計画・事業等を調査している
- ③ 動植物の生息地又は生育地となる緑被地・水面等を、地形、水系、植生等の特性、生息・生育する動植物の特性、法令の規制等による緑地の担保性等からエコロジカルネットワークの構成要素として評価している

<目標、緑地の配置方針、施策の立案>

- ④ 生物多様性の確保に関する目標を設定している
- ⑤ 生物多様性の確保のためのエコロジカルネットワークの形成方針、緑地の配置方針を設定している
- ⑥ エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の保全・再生・創出に関する施策^(※1)を1つ以上設定している
*1 地方公共団体が設置した生物多様性センター、植物園、動物園、水族館、博物館等の機関による取組も含む
- ⑦ エコロジカルネットワークを形成する緑被地・水面等の管理・活用に関する施策^(※1)を1つ以上設定している
- ⑧ 都市の生物多様性の確保に関する上記以外の施策^(※2)を1つ以上設定している
*2 生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物の防除や、在来種の保全等 等
- ⑨ 都市の生物多様性に関する他の計画との整合が図られている

<計画の実施・点検・評価>

- ⑩ 施策の実施に必要な予算を確保し、施策を実施している
- ⑪ 施策実施状況を把握している
- ⑫ 施策効果を把握し、その点検・評価を行っている
- ⑬ 施策の実施・点検・評価に際し、地方公共団体内の部局間の連携を図るしくみがある
- ⑭ 施策の点検・評価結果を計画・施策に反映している

【留意事項】

・行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・緑の基本計画、生物多様性地域戦略、環境基本計画等の地方公共団体が策定する計画
- ・地方公共団体等が独自に行う施策の実施・点検・評価に関する調査 等

(4) 評価基準

- A** 10項目以上実施
- B** 7～9項目実施
- C** 4～6項目実施
- D** 1～3項目実施
- E** 実施なし

指標 7 行政計画への住民等の参加状況

(生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民・企業等の参加の状況)

(1) 目的

都市の生物多様性の確保に向けた取組への住民・企業等の参加の状況を示す。

(2) 定義

都市の生物多様性の確保への配慮を位置づけた計画の策定、公表、実施、点検、評価の各段階における住民・企業等の参加の状況

(3) 算定方法

下記の取組の実施数を算定する。

<計画の策定・公表>

- ① 住民等の意見を計画に反映する取組^(*1)を実施している
*1 公聴会、説明会、アンケート、パブリックコメント等の意見募集、学識経験者・地域住民等を含む委員会の設置 等
- ② 住民等への計画の公表等、広報・普及啓発活動を実施している

<計画の実施・点検・評価>

- ③ NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、計画に基づき動植物の生息又は生育地となる緑地等の保全・再生・創出及び管理を行っている
- ④ NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、計画に基づき生態系等に被害を及ぼし又は及ぼすおそれのある外来生物の防除や、在来種の保全等に関する取組を行っている
- ⑤ 計画に基づき、生物多様性に配慮した緑化方法等の住民等への周知等生物多様性に関する普及啓発の施策を実施している
- ⑥ 計画に基づき、生物多様性に関する環境教育の施策を実施している
- ⑦ NPO、住民、企業等の事業者、教育・研究機関及び専門家等の多様な主体と連携し、継続的に施策の実施状況を把握し、施策効果の点検・評価^(*2)を行っている
*2 生物調査等の種のモニタリングも含まれる
- ⑧ 住民等との協働による施策の点検・評価結果を計画・施策に反映している

【留意事項】

- ・指標 6 「行政の生物多様性取組状況（都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況）」の算定において、計画に生物多様性への配慮が盛り込まれている場合に算定を行うものとする。
- ・行政区域を対象として算定する。

【使用するデータ】

- ・緑の基本計画、生物多様性地域戦略、環境基本計画等の地方公共団体が策定する計画
- ・地方公共団体等が独自に行う施策の実施・点検・評価に関する調査 等

(4) 評価基準

- A 7項目以上実施
- B 5～6項目実施
- C 3～4項目実施
- D 1～2項目実施
- E 実施なし

5. 算定結果の評価及び活用

(1) 算定結果のまとめ

次の様式を用いて、各指標の算定結果を整理する。

算定結果については、下記の様式に加え、継続的な把握のため、使用したデータの出典、算定過程を記録として整理することが必要である。

【整理様式①：算定結果及び評価結果】

指標	算定結果		評価結果	備考
	通常の算定方法	暫定的方法		
指標 1 緑地等の現況 (都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合)				
指標 2 法令等に基づき確保されている緑地等の状況 (継続性のある都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合)				
指標 3 都市におけるエコロジカルネットワークの状況				
指標 4 動植物種の状況 (都市に生息・生育する動植物種数の状況)				
指標 5 生態系サービスの状況				
指標 6 行政の生物多様性取組状況 (都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況)				
指標 7 行政計画への住民等の参加状況 (生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民・企業等の参加の状況)				

【整理様式②：指標5 生態系サービスの状況の内訳】

指標5 生態系サービスの状況 内訳	時点①	時点②	備考
①地球温暖化への対応（都市緑化等による温室効果ガス吸収量）			
②緑地の冷涼化効果（緑地等による樹冠被覆面積）			
③水量の調節（緑地等による透水効果）			
④水の浄化と生態系への負荷（河川等の水質）			
⑤文化的サービスの提供（指標2に基づく「継続性のある都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等」の1人当たり面積）			
⑥緑地の利用（緑地等への年間訪問動向）			
⑦緑地の教育利用（学校主催の16歳未満の子どもへの緑地等への年間訪問回数）			
地方公共団体が設定した独自の指標			

(2) 算定結果の評価

生態系・ハビタットの多様性、生態系サービス、都市の取組の指標の各カテゴリごとに、算定結果の状況を考察する。

その際、算定結果をレーダーチャートで示すこと等により、各カテゴリの算定結果のバランスを確認することが考えられる。

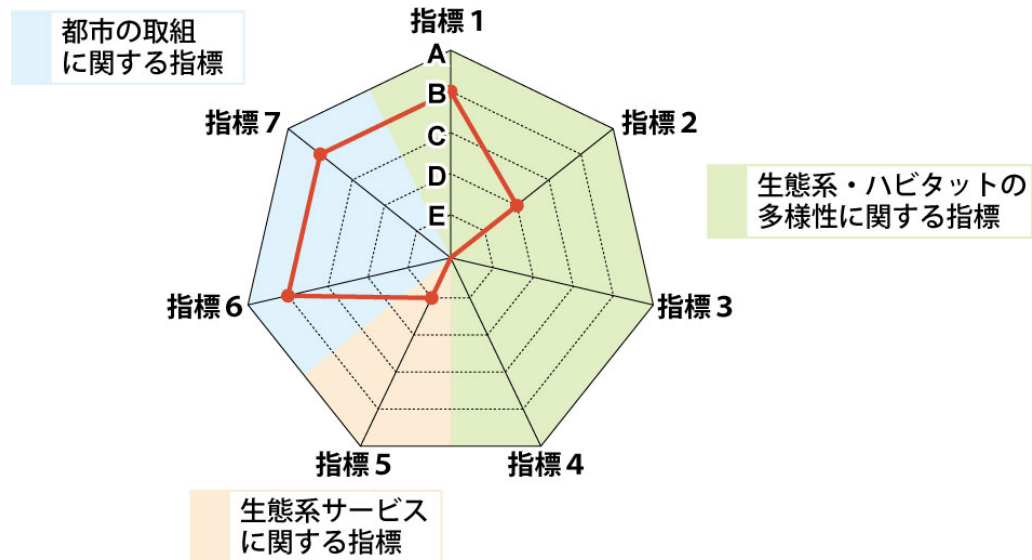


図 レーダーチャートの作成例

(3) 算定結果の活用

都市の生物多様性指標（素案）の算定を都市の生物多様性の確保及びその確保に向けた取組の一層の推進につなげていくためには、指標を継続的に算定するとともに、その結果を地方公共団体の行政計画や施策等に反映する等、その活用を図っていくことが重要である。

①指標の継続的算定と改善

指標の算定、評価を継続的に実施するとともに、暫定的方法で算定を行っている場合は、算定に必要なデータを蓄積し、通常の方法を用いるよう努めることが望ましい。また、地方公共団体の特性を踏まえた独自の指標を設け、その算定を行うことも考えられる。

②都市の生物多様性に関する行政計画・施策等への反映

緑の基本計画等、都市の生物多様性に関する行政計画における目標設定等に活用することも考えられる。

都市の生物多様性指標（素案）

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

TEL: 03-5253-8420 FAX: 03-5253-1593